## 岡山県立津山商業高等学校後援会会則

- 第1条 本会は、津山商業学校、岡山県津山商業学校、岡山県立津山商業高等学校、岡山県立津山北園高等学校卒業生 を以って組織している同窓会の機関で、岡山県立津山商業高等学校後援会と称する。
- 第2条 本会は、母校の生徒の教育、体育部、文化部等の振興を図り、以って、校風の高揚と発展に寄与することを目 的とする。
- 第3条 本会の本部は母校内に置く。
- 第4条 第2条目的を達成する為、次の事業を行う。
  - 1. 大会派遣費の助成
  - 2. 施設、機具、備品、用具等の助成
  - 3. その他本会が必要と認めるもの
- 第5条 本会会員は、岡山県立津山商業高等学校同窓会々員を正会員とし、本会の趣旨に賛同するその他の有志、諸団 体の特別会員とで構成する。
- 第6条 本会は、次の役員を置く。
  - 1. 会 長 1名
  - 2. 副会長 若干名
  - 3. 会 計 2名
  - 4. 庶 務 2名
  - 5. 監 查 3名
  - 6. 顧 問 若干名
- 第7条 役員の選出は次の通りとする。
  - 1. 会長は、母校同窓会総会に於いて会員中より選出する。
  - 2. 副会長、会計、監査は母校同窓会役員の副会長、会計、庶務、監査がそれぞれ兼務するものとする。
  - 3. 会長の指名で顧問を置くことが出来る。
- 第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。又、欠員で補充した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 役員の任務は次の通りとする。
  - 1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
  - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3. 会計は、会計事務を掌理する。
  - 4. 監査は、会計を監査する。
  - 5. 庶務は、本会の庶務を掌理する。
- 第10条 本会は総会及び役員会を開き、諸般の協議及び報告を行う。
- 第11条 総会、役員会は母校同窓会の総会役員会を以ってかえる。
- 第12条 総会に付議しなければならない事項は次の通りとする。
  - 1. 会則の改正
  - 2. 事業計画並びに予算
  - 3. 事業報告並びに決算
  - 4. その他重要事項
- 第13条 本会の経費は同窓会の助成金及びその他の収入を以って充てる。
- 第14条 本会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- 第15条 本会の運営に関する細則は、役員会の承認を得て会長が別に定める。

細 則

第4条の規定により次の通り細則を定める。

助成対象及び助成内容

生徒一人当り 中国大会3,000円、全国大会は、5,000円とする。

部活動振興寄付金収入は母校の部活動振興の為の部活動特別会計へ繰り入れるものとする。